

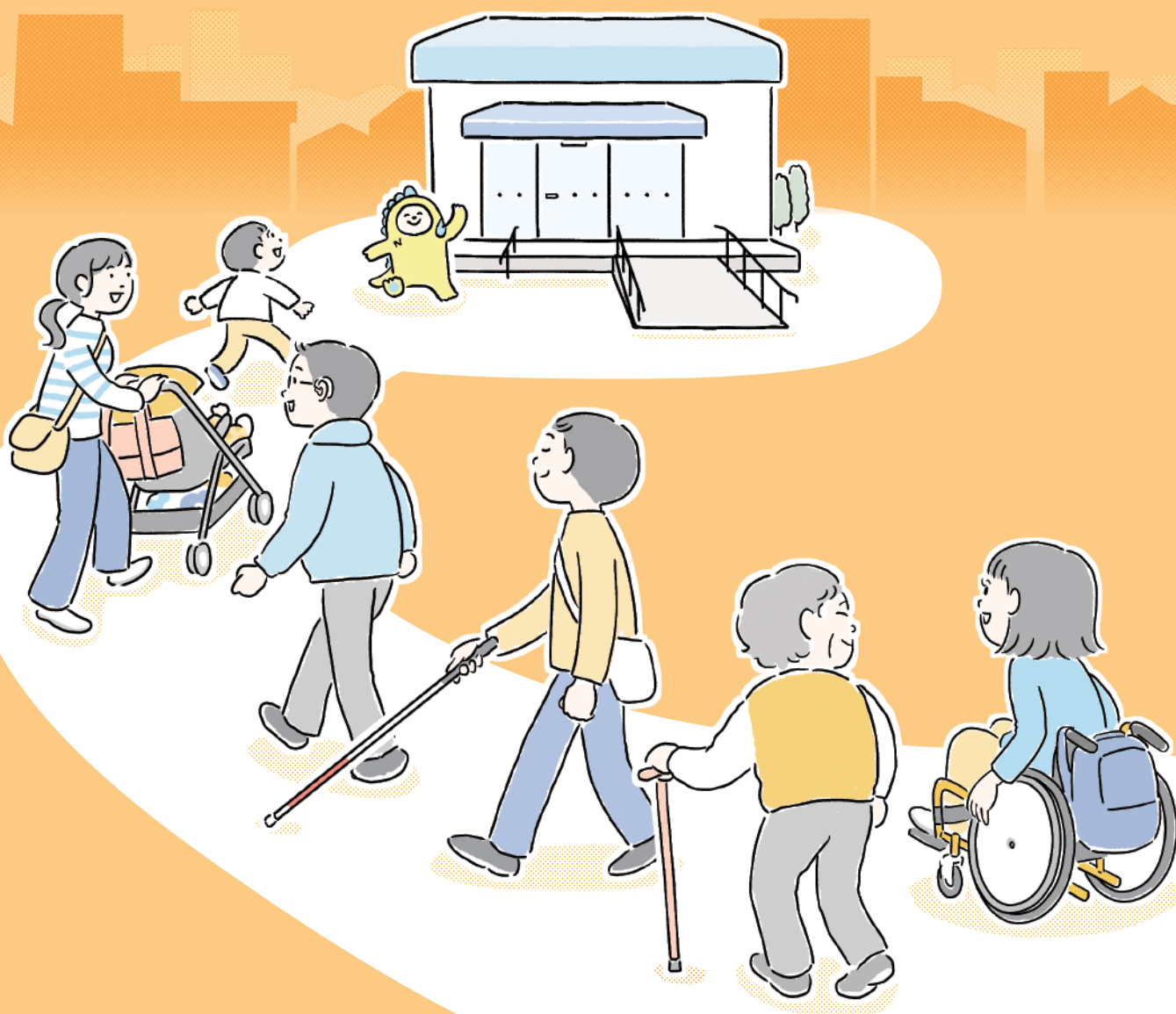
ずっと

みんなが通いたくなる

小さな店舗のつくりかた

飲食店・美容室・診療所 など

出入口編



contents

- 1 小規模店舗等のバリアフリー整備が求められています！
- 2 事前協議の仕組み
- 3 様々な利用者の特性（出入口の主なニーズ）
- 4 小規模店舗等のバリアフリー整備の基準
- 5 出入口の整備の考え方
- 6 出入口の整備事例とポイント

1 小規模店舗等のバリアフリー整備が求められています！

本冊子について

近年、まちや施設のバリアフリー化が進む中、小規模店舗等の整備はまだ十分ではありません。小規模店舗等が基準に基づくバリアフリー整備をする場合、面積やスペースの制約、構造上の問題、費用負担などさまざまな課題が生じます。課題が多くなると、バリアフリー整備に消極的になったり、整備が難しくなったりします。

しかし、基準を満たせない場合でも、備品や福祉用具の活用、運用の工夫などにより高齢者や障害のある方等が利用しやすい環境をつくることは可能です。

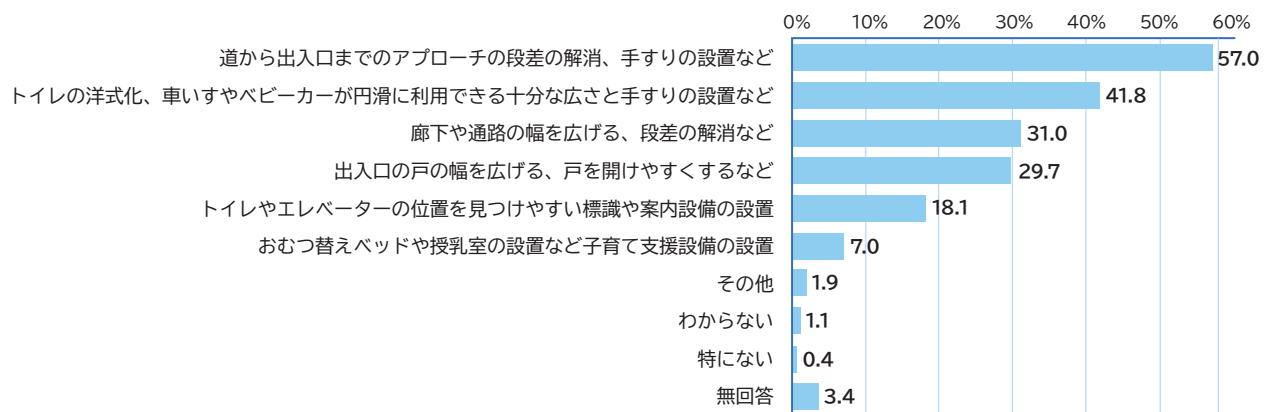
この冊子は、小規模店舗等のバリアフリー化を進めるため、設計・施工者、店舗オーナー向けにバリアフリー整備の考え方や整備基準・事例、整備をする際のヒントをまとめたものです。

既存建物においてバリアフリー整備の要望が多い「出入口」「廊下・通路」「トイレ」(下図参照)を取り上げ、テーマ別に発行します。

本冊子で、利用者のニーズを把握しながら、よりよい整備方法や備品を含めた対応などについて、一緒に考えてみませんか？

「既存の建物のバリアフリー化における最低限のあるとよい整備」

回答者 526 人 複数回答



出典：練馬区の地域福祉を推進するための調査報告書（令和5年度）

小規模店舗等の整備が、なぜ求められているの？

- 障害者差別解消法（平成28年施行）により、事業者には、合理的配慮の提供が義務化
- 利用者の高齢化、単身・単独世帯の増加により、支援を必要とする方が1人で外出する機会の増加
- 生産労働人口の減少による働き手の不足

支援提供の
必要性が増加

環境整備（バリアフリー化）
備品や福祉用具等の活用

人的対応の限界

バリアフリー整備をしてお客さんだけでなく、店舗の人も助かるんだね！



2 事前協議の仕組み

- 練馬区福祉のまちづくり推進条例では、協議対象建築物や整備基準を定めています。この条例は、東京都の建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例とバリアフリー法令の基準を包含する、練馬区独自の基準です。
- 協議対象となる用途および規模の公共的建築物を新築、増築、用途変更等する場合は、**事前協議が必要です。**

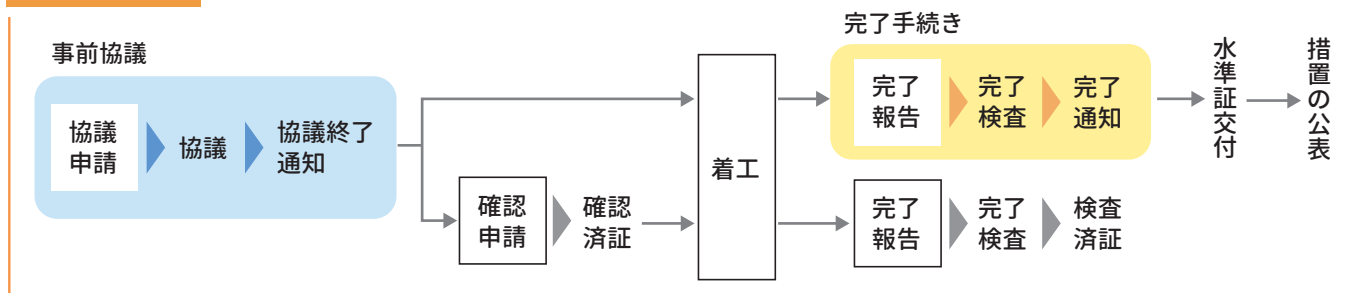
協議対象施設の例

飲食店・医療等施設・サービス店舗（理髪店、学習塾など）・物品販売業を営む店舗は **規模に関わらず、すべての施設**

確認申請が不要な場合でも、事前協議は必要だよ！



手続きの流れ



* 既存建築物のバリアフリー化促進のために、改修の際に必要な費用の一部を助成しています。→ 詳細は、裏表紙へ

協議対象や具体的内容、手続きについては、こちらから



3 様々な利用者の特性（出入口の主なニーズ）

車いす使用者（電動・手動）



- ・ ちょっとの段差が上がれなかったり、狭い出入口は入れなかったりするよ。
- ・ 腕を伸ばしたり体勢を維持することが難しい場合もあるから、自分で扉を開けられないこともあるよ。

子ども連れ（ベビーカーなど）



- ・ ベビーカーに子どもの着替えなど荷物をたくさんかけていることが多いので、ちょっとの段差でも上がることが大変だよ。
- ・ 子どもは視野が狭いので、急に外に飛び出すことがあるよ。

聴覚障害者



- ・ 音の代わりに、目で見てお店の様子や情報を確認しているよ。
- ・ 声が出しづらいので、画面のないインターホンや音だけのやりとりは難しいよ。

視覚障害者（全盲、弱視など）



- ・ 白杖を使って障害物がないか確認することが多いよ。
- ・ 点字ブロックや舗装、扉の違いなどで出入口を確認しているよ。そのほか、香りや音を目印にしているよ。

疲れやすい人（高齢者、内部障害者※など）



- ・ 階段の昇降や長い距離を歩くのは難しいよ。
- ・ ちょっとの段差でも転倒する心配があるし、重い扉は開けられない場合もあるよ。

※ 腎臓・心臓・呼吸器障害などがある方

苦手なことや困りごといろいろだね！
お客さんなど直接使う方に聞けるといいね



* その他、精神障害・知的障害・発達障害など配慮が必要な方がいます。

4 小規模店舗等のバリアフリー整備の基準

すべての基準を満たすことができない場合であっても、より使いやすい建物とするために、できることを1つでも増やす・できるだけ基準に近づける等を考えてみましょう。

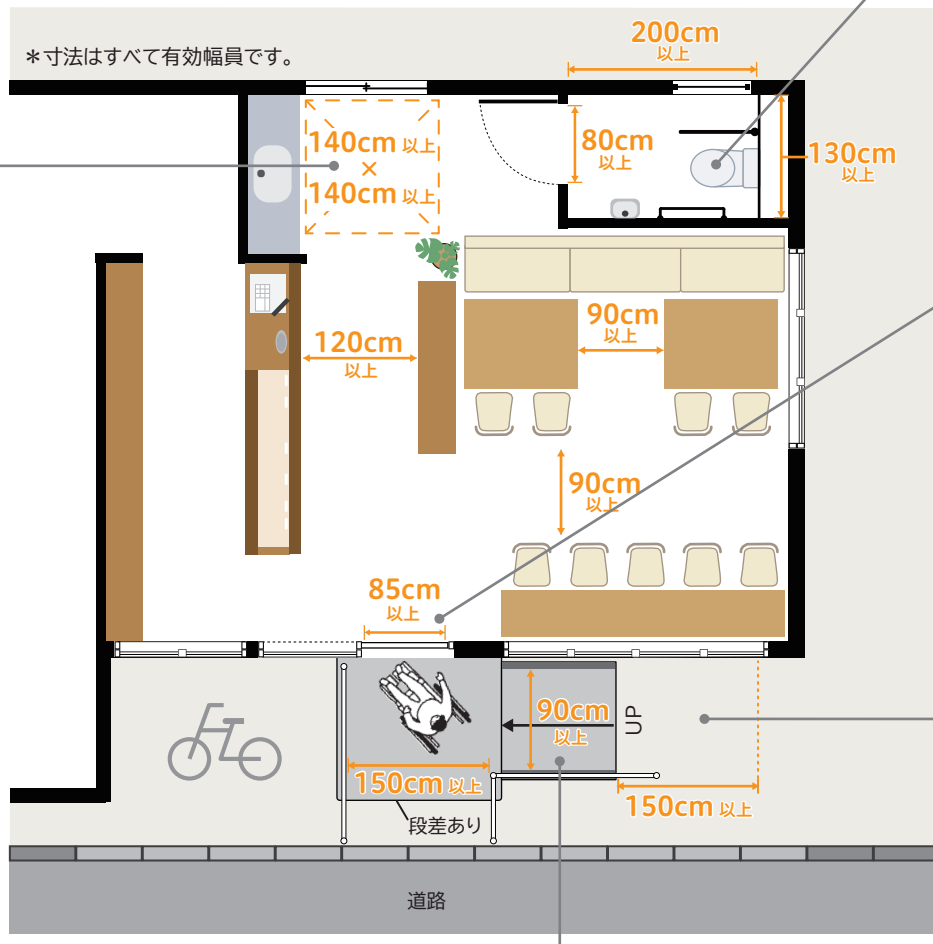
事前協議時の協議対象（整備の努力義務基準）と望ましい整備

- 〔凡例〕
- ★ 努力義務基準（練馬区福祉のまちづくり推進条例（小規模建築物））… 積極的に備えることが求められるもの
 - 推奨基準（練馬区福祉のまちづくり推進条例または、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省））… 快適な利用ができるように備えることが望ましいもの

練馬区福祉のまちづくり推進条例の基準や解説は、「施設整備マニュアル〔建築物〕（練馬区）」に記載しています。

店舗等内の通路、廊下

→ 詳細は、別冊「通路編」で解説！



スロープ

→ 参照：施設整備マニュアル〔建築物〕（練馬区）（以下、「施設整備マニュアル」と記載）p207

- ★ 勾配 1/12 以下（高さ 16cm 以下の場合 1/8 以下でも可能）
- ★ 車いす使用者が通行できる幅の確保
（● 段に代わるものは 140cm 以上、段に併設するものは 90cm 以上）→ 参照：施設整備マニュアル p119
- ★ 傾斜部分とその他通路との境界は、色の違いや線等で視覚的に分ける
- 手すりを設ける。（端部の水平部分は 45cm 以上とし、点字および墨字表示する）
- 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止できる平たんな部分を設ける（150cm 以上）
→ 参照：施設整備マニュアル p121-124

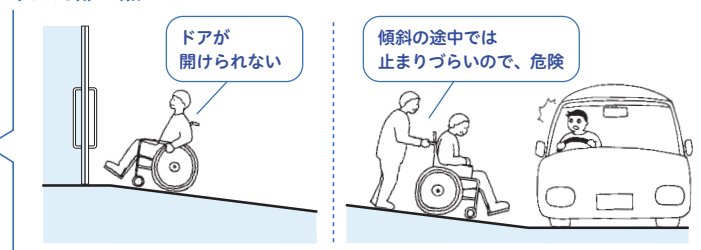
Q どうして手すりに水平部分があるとよいの？

A スロープの手すりの端部に水平部を設けると、手すりを握ってからスロープを利用できるため、安全な通行に繋がります。

Q スロープの前後に平たん部が必要ってほんと？

A 本当です。傾斜路の始点および終点に、車いすが安全に停止・転回できる場所が確保されていないと、勢いで道に飛び出してしまうなど事故の危険性が高くなります。

平たん部が無いと…



トイレ

→詳細は、別冊「トイレ編」で解説！

出入口

→参照：施設整備マニュアル p204

- ★有効幅 85cm 以上の確保
 - ★自動開閉もしくは車いす使用者が容易に開閉できる扉（取っ手）形状
 - ★戸の前後に通行の際に支障となる段差を設けない
 - 出入りの際、降雨等の影響を少なくする庇または屋根を設置する
 - 出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm 角以上の水平なスペースを設ける
- 参照：施設整備マニュアルp46-47

Q 庇や屋根の下で、どんな利用が想定されるの？

A 雨天時の店舗内への雨水の吹き込みを防ぐだけでなく、車いす使用者や子ども連れの方などが雨具等を濡れずに脱ぎ着できるスペースとなります。

敷地内通路

→参照：施設整備マニュアル p211-212

- ★段差、つまずきの原因となるものを設けない
 - ★砂利敷、飛石等は避け、すべりにくい材料で平たんに仕上げる
 - ★段差（階段）を設ける場合、段差が分かるように、色や線で目印をつける
 - ★車いす使用者が通行できる幅の確保
- （●有効幅 140cm 以上 →参照：施設整備マニュアル p120）
- L 型側溝や縁石の立ち上がり部分の切り下げ（道路管理者等と要協議）
 - 道路から店舗出入口までのバリアフリー化に留意して、1 階床の位置（レベル）を設定する
- 参照：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）p2-48・69

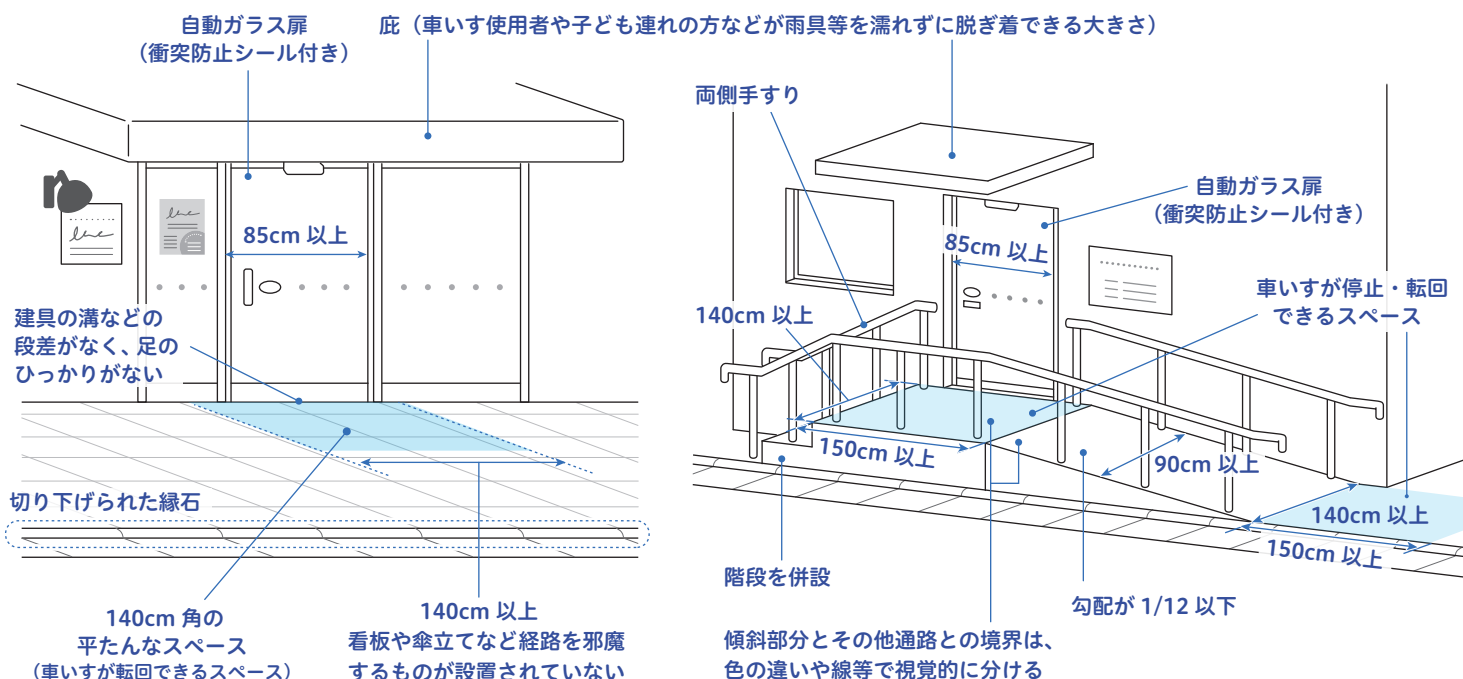
Q L 型側溝や縁石を切り下げたい場合は、どうしたらいいの？

A 道路管理者へ申請後、承認を受けて工事ができます（承認工事）。
工事にかかる費用は申請者の負担となります。

参考

望ましい整備例（出入口）

*寸法はすべて有効幅員です。



5 出入口の整備の考え方

ポイントは、「① 段差の処理」と「② 幅員の確保」の2つです。

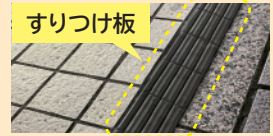
道路から店内に入るまでの一連の動作を考えよう！



① 段差の処理… 道路から店内までの高低差を考える。



基準では段差とみなさない 2cm 以下の高低差でも、車いす等で通行するときは、引っ掛かりを感じます。そのため、すりつけ板を設置するとよいです。



(1) スロープ整備 → 詳細は、7頁へ

やむをえず段差ができる場合は、スロープ整備を検討します。



安全な勾配の確保や周辺状況等を考慮し、整備が可能か判断します。

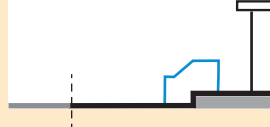
(2) 設備や福祉用具等の対応

スロープ整備が難しい場合は、その他の方法を検討します。

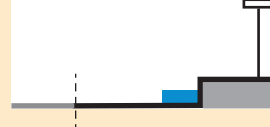


段の高さや広さなどから対応を検討します。

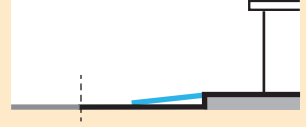
手すりの設置
→ 詳細は、8頁へ



段の分割
→ 詳細は、8頁へ



簡易スロープの設置
→ 詳細は、9頁へ

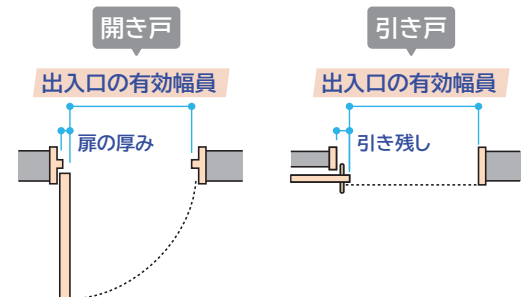


※その他、人的対応という方法もあります。

② 幅員の確保… 出入口（扉）の幅を考える

以下を参考に、幅員（有効幅員※1）を検討しましょう。

😊 85cm 以上	地上出入口の基準
😊 80cm 以上	室内等の出入口の基準
😞 75cm 以上	JIS 規格の車いすはぎりぎり通れたり、条件（扉前後の広さ、荷物の量など）が整えば通れる人もいます



※1 有効幅員：引き戸は引き残しを、開き戸は建具の厚みを除いた実際に通過できる幅のことです。開口幅とは異なります。



1 cm でも幅員が広くなると、通行できる人が増えて、みんなが使いやすくなるんだね！

参考

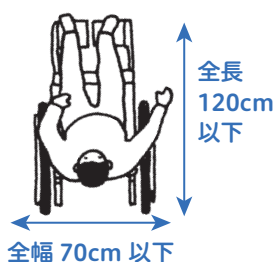
並列タイプの2人乗り用ベビーカー

平均幅 76.7cm※2



車いすの形状・寸法 (JIS 規格 (日本工業規格))

手動車いす (JIS T9201)
電動車いす (JIS T9203)



大型電動車いす (六輪電動車いす)

全幅 65cm
全長 116cm



手動車いす

全幅 56cm
全長 91cm



車いすに人が乗って足先が出たり、ベビーカーは大きな荷物などをぶら下げているため、寸法以上の大きさを考慮する必要があります。

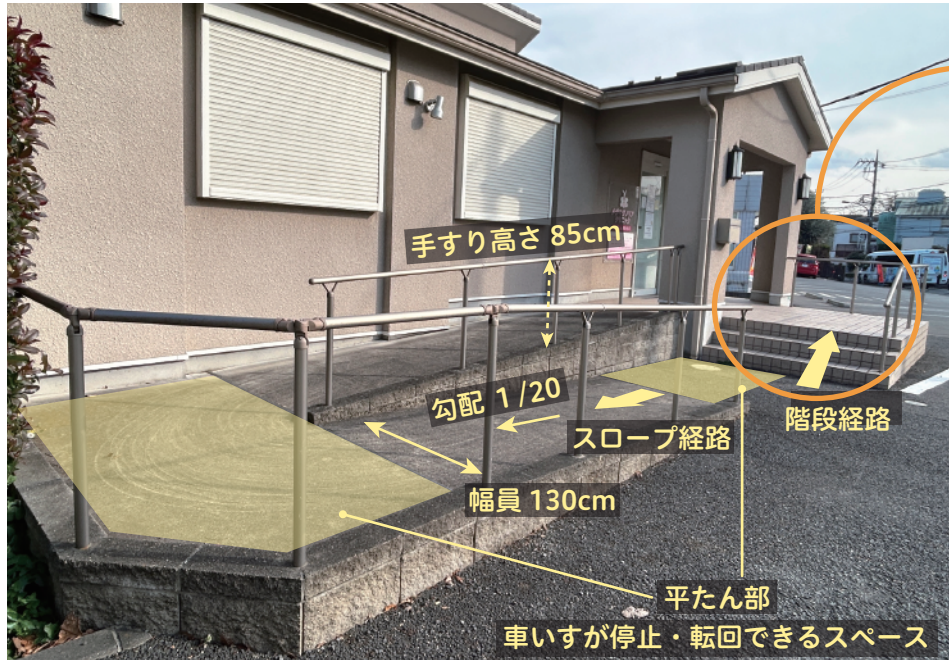
※2 みどりのまちづくりセンターウェブ調査 (令和7年) 標本数 10

6 出入口の整備事例とポイント

1 段差の処理

(1) スロープ整備

事例：メグ・マグノリアクリニック



整備事例をもとに整備のポイントを解説するよ！



\\よりgood!\\/



階段の併設

足の装具をつけている方などは、スロープが苦手な場合があります。
階段とスロープの2つの経路があると安全な方を選べます。

✓ スロープ整備のチェックポイント

すべての項目にチェックが入る場合はスロープ整備が有効です。
チェックできない項目がある場合は、利用者や専門家等に相談して整備を決めましょう。

- ☐ 十分安全な勾配※ がとれる
- ☐ スロープの前後に車いすが停まれる平坦部がとれる → 詳細は、4 頁へ
- ☐ 車いすで通過できる幅（手すりを含まない有効幅員）が確保できる → 詳細は、4 頁へ

※ 勾配（傾斜）の考え方

勾配は 1/12 以下とします。ただし、高さが 16cm 以下の場合は、勾配 1/8 以下も可能です。

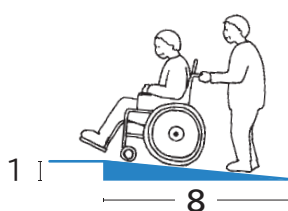
1/12 (約5°) … 段の高さの 12 倍の長さ



手動の車いすで自走できる
ただし、上肢の力が求められる

1/8 (約7°) … 段の高さの 8 倍の長さ

* 高さが 16cm 以下の場合



介助があれば安全に上れる

杖使用者等がスロープを使うときは、手すりがないと危険です



(2) 設備や福祉用具等の対応

高齢者や足の不自由な方などは小さな段でも昇り降りが大変です。
段差がありスロープ整備が難しい場合は、手すり等の併用も含めて以下の対応を検討します。

手すりの設置

手すりを設置すると、体重を手すりに預けて安全に昇り降りができます。

設置位置

敷地境界から出入口まで連続して設置されていると、足の不自由な方などが安全に利用できます。



道路と敷地境界の段差から利用できます。



手すりをつたって歩き、扉に手が届きます。

事例：かぶらぎ歯科（練馬区の整備助成を利用）



選び方

握りやすさ、端部の処理などに配慮して選びます。



つかみづらい形状や太さでない
(外径 3～4cm 程度の円形または楕円形)



外気温の影響を受けない
(樹脂素材など)



袖などが手すりにひっかからない
(端部を曲げる)

ちょっとした段差でも手すりなどがあると、みんな安心だね

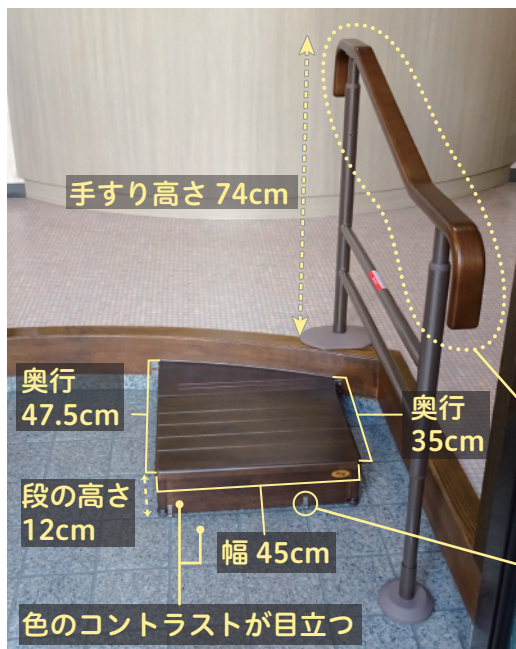


段の分割

踏み台などで1段の高さを低くすると、段の昇り降りが楽になります。

事例：かぶらぎ歯科

(練馬区の整備助成を利用)



参考

段差の基本寸法

18cm：歩行可能な高齢者が無理なく上下移動できる寸法

25cm：歩行可能な高齢者が上下できる寸法限界（ただし、手すりが必要）

出典：財団法人高齢者住宅財団 / 高齢者が居住する住宅の設計マニュアル p.31

分割方法

均等に高さを分割出来る踏み台等を選びます。
18cm 以上の段差は分割を検討します。

選び方

段の存在が一目で分かるように色やデザインで目立たせます。
安全性を高めるために、すべりにくいものにします。

併設（手すり）

手すりがあるとさらに使いやすくなります。

設置方法

固定をするなど、利用時に踏み台がずれないようにします。

不規則な段差は、
疲れやすく、
転びやすいです



簡易スロープの設置

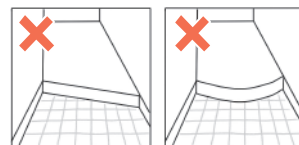
5cm以上の段差があると、車いすで段差を乗り越えることはかなり難しいです。取り外しのできる簡易スロープがあると通行しやすくなります。

注意

安全に設置できる場所か確認しましょう。

スロープの淵すべてにかからないと、スロープが不安定となり、危険です。

簡易スロープの設置が難しい玄関（上がり框）の形状 ▶



選び方

勾配（傾斜）や安定性に配慮して、以下の観点から選びます。

サイズ … 段の高さに合っているか（安全な勾配の確保）
・収納できるスペースがあるか

重さ … 持ち運びができるか

素材 … 滑りにくいかな

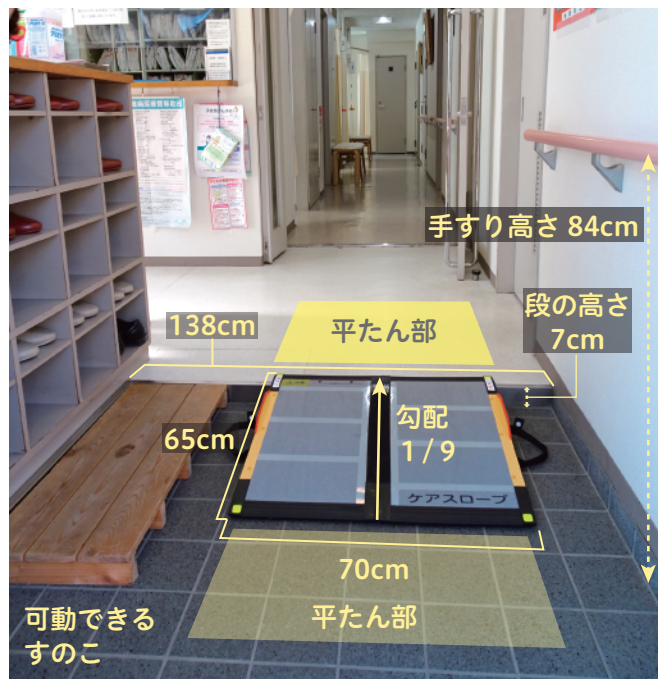
使い方

使用時は本人に確認し、必要に応じてお手伝いしましょう。周囲に気をつけて使います。

介助の仕方（動画）がこちらからご覧いただけます。



事例：神山医院

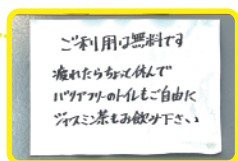


情報提供

簡易スロープの用意があることが事前に分かる情報提供やお店の外から簡単に分かる案内が不可欠です。



簡易スロープの存在が一目で分かるように店先に設置（g 麺 パスタ&ラーメン）



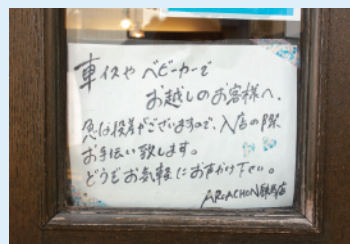
整備内容を記載した練馬区のステッカー（バリアフリー整備に助成金を利用した際に配布）

* その他、ホームページや検索サイトなどに記載することで、利用者が事前に確認できます。

段差を解消できない場合は、人的対応ができることを出入口付近で知らせる方法もあります。



インターフォンを設置し、その横に支援できることを知らせている。（手芸店ちぐさ）



出入口に急な段差があるため、お手伝いできることを知らせている。（ARCACHON 練馬店）

対応方法や工夫もいろいろあるんだね！少しでもできるといいね！



2 幅員の確保

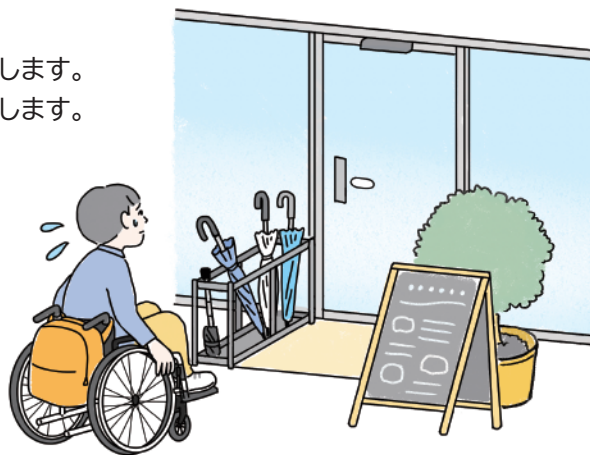
幅員を少しでも基準（有効幅員 85cm 以上）に近づけることを優先します。
その上で、多くの方が利用しやすい扉・取っ手の種類（形状）を検討します。

開閉動作からみると、引き戸のほうが開き戸よりも使いやすく、
また、自動式のほうが手動式より使いやすいです。

【扉形状による使いやすさ】

自動引き戸 > 手動引き戸 > 手動開き戸

* 自動開き戸は設置しない



注意 扉の前に通行に邪魔になる、傘立てや看板などを置かない

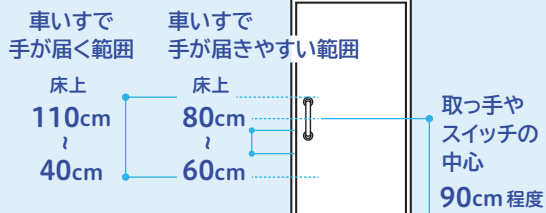
自動引き戸

自動扉（内側のみタッチスイッチ式）

タッチスイッチ式は、開閉動作を制限できるため、
人が頻繁に往来したり乳幼児が利用する場所では有効です。

スイッチを押すことが難しい方に配慮して、設置位置（高さ）を決めます。

参考 取っ手やスイッチの高さ



事例：ぎょうざ福



ガラス戸

扉の反対側の様子が分かるため、出会い頭の衝突等を防ぎ、安全性を高められます。
戸の全面をガラスとする場合は、衝突防止シールを貼るなどの対策をします。

幅員を確保するために、扉の枚数を増やす方法があります。

改修前（手動扉）



改修後

2 枚扉

扉の枚数を増やし、引き込みスペースをせまくしています。

事例：神山医院（練馬区の整備助成を利用）

手動引き戸

事例：木村生花店



扉 なるべく軽い力で開閉できるよう、軽量のものを選びます。

袖壁等 手動扉の場合は車いす使用者が開閉できるよう、袖壁等が必要です。

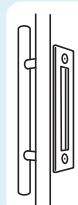
取っ手

棒状の取っ手は、握りこぶしや肘等で利用でき、多くの方が使えます。

参考

幅員を確保するため、引き手（握り込み型）にする方法もあります。

その際、扉が引き込まれない側は、棒状の取っ手とし、片側からは使いやすい取っ手を選びます。

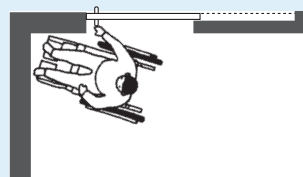


袖壁がないと…



引き戸

袖壁 有効幅 引き残し
30cm 以上 80cm 以上



開き戸

袖壁 有効幅 戸厚
45cm 以上 85cm 以上



手動開き戸

事例：美容室テーク



親子扉



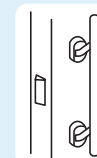
車いす使用者などが来店の際には子扉を使うことで広い幅員を確保できます。

取っ手

棒状の取っ手は、押す・引くだけの動作で利用でき、多くの方が使えます。

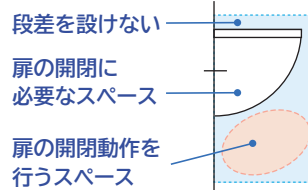
参考

プッシュプルハンドルも押す・引くだけの動作で利用できます。



スペースの確保

開き戸は開閉スペースの確保が大切です。



関連資料・制度の紹介

バリアフリー整備に関するもの

高齢者、障害者等の円滑な移動等に
配慮した建築設計標準
(国土交通省)



練馬区福祉のまちづくり推進条例
施設整備マニュアル
〔建築物〕(練馬区)



障害者差別解消法に関するもの

障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト
(内閣府)



障害者差別解消に関する普及啓発
(東京都)



障害者差別解消に関する
事例データベース
(内閣府)



障害を理由とする差別の解消の
推進について
(練馬区)



福祉のまちづくり整備助成 — お店や診療所等のバリアフリー整備改修助成 —

練馬区では、既存の建築物のバリアフリー化を促進するために、改修の際に必要な費用の一部を助成しています。
助成には、条件があります。

主な条件

- ☐ 平成15年4月までに工事に着手（用途変更等を含む）した建物であること
 - ☐ 税の滞納がないこと
 - ☐ 年度内に工事等の代金支払い・助成金の請求が完了すること
- ※ その他の条件はお問合せください。

対象となる建物

診療所、薬局、物販店、飲食店、理美容店など、
不特定多数の方が利用する施設（一部建築物を除く）。

助成コース

上限額（100万、30万、5万）があります。
簡易設備の設置の場合は、5万円コースとなります。

[申請書類等の詳細はこちら](#)



助成の流れ



契約前に
申請です！

整備内容や手続きなどについて気軽に相談してね！



ずっとみんなが通いたくなる
小さな店舗のつくりかた
バリアフリー整備・設計のヒント集
〔出入口編〕

発行日：令和7年（2025年）3月
発行：練馬区 建築・開発担当部 建築課
監修：植田 瑞昌（日本女子大学 建築デザイン学部 助教 博士（工学））
編集：（公財）練馬区環境まちづくり公社 みどりのまちづくりセンター
デザイン：白玉社
問合せ：練馬区 建築・開発担当部 建築課 TEL 03-5984-1649 FAX：03-5984-1225